

2004年2月19日

新潟県教育委員会
教育長 板屋越 麟一 殿

新潟県臨時教員問題の改善を求める会
代表世話人 鈴木賢治

臨時教員の待遇改善の申し入れ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、全国的に臨時教員制度が改善されています。これに対して新潟県の臨時教員の制度の改善は遅れています。その結果、新潟県の臨時教員の待遇改善は、離職期間、年次休暇、講師の身分などどれをとっても全国最低の水準となってしまいました。子どもが安心して学べるためには、教員の身分が保障され、安定していることが不可欠です。

新潟県の児童・生徒が安心して教育を受けることができるよう、臨時教員の待遇改善を是非ともお願い申し上げます。

敬具

記

1. 1ヶ月の離職期間を廃止すること
2. 臨時教員夏期休業の離職を廃止すること
3. 臨時教員の期末・勤勉、その他の手当を在職した日数に応じて支給すること
4. 健康診断の有効期限を一年とすること
5. 年次休暇（年10日）を20日にすること
6. 臨時教員の経歴があるものについては、一次試験を免除すること
7. 臨時教員が新潟県教員選考を受験するときは職専免扱いとすること
8. 採用の際に、雇用条件および就業規則を文書にて明示すること

以上